慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	黒住章君学位授与報告
Sub Title	
Author	黒住, 章
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1974
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.67, No.2/3 (1974. 3) ,p.140(78)- 142(80)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	学位授与報告
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19740301-0078

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

に戦後的な解決を与えつつあることを明らかにしたことは，ドイツ経営社会政策論の系統的研究をいま一歩前進せしめたものと認めて差支えないと信じる。

以上の理由から，今後，戦後の経営社会政策論に関するより進んだ研究をすすめることを期待して，新制としての博士号を授与するに足るものと判定する。

論文審査担当者　主査　森　五郎
副査　野口　祐
副査　関口　操

黒住　章君学位授与報告

報告番号　乙第367号
学位の種類　経済学博士
授与の年月日　昭和44年3月17日
学位論文題名　「定年制・退職金・退職年金」

内容の要旨

「定年制・退職金・退職年金」論文要旨
黒住　章

わが国の民間企業においては，定年制・退職金制度がきわめて広範に普及しており，わが国労働関係の特質の一環を形成している。しかしながら，定年制・退職金制度に関しては，散発的な研究がみられるのみであるので，本論文において，これら制度の成立，発展，現状，問題点について，総合的な分析を行ない，将来の展望を行なうことを企図した。

定年制・退職金制度は，わが国資本主義確立期に出現しているが，広範な成立をみたのは第1次大戦後であり，それは永年雇用制度，年功序列型の人事・労働関係の成立にともない成立したものであり，さらに相対的過剰人口は定年制を成立せしめ，定年年齢を低く決定することに寄与したのである。

第2次大戦後，定年制・退職金制度は中小企業にまで広く普及し，社会保障制度も形式的には整備されたが，退職金制度の年功序列的・功労報償的性格による労働者間・企業間の大きな格差，公的年金の低水準，高年者の就職の困難などは，定年退職者の生活をきわめて困難なものとしている。そのため，多くの労働組合は定年年齢の引上げを要求しているが，資本家側は人件費の増大，人事の停滞などを理由に，容易に引上げには賛成せず，引上げに成功したところはそれほど多くなく，代替策として定年到達後の再雇用を制度化したところがかなりみられる。

しかし，人口構成の老齢化――若年層の減少，中高年層の増加は，労働力需給関係を逼迫化せしめ，今後はさらにこの傾向は強まることが明白であり，そのため中高年層の雇用促進が問題となり，定年制も再検討が必要となろう。これは，定年退職者の生活の困難の打開のためにも必要であるが，さらに退職金制度の改革，公的年金制度の充実が要求される。

論文審査の要旨

黒住章君の学位請求論文「定年制・退職金・退職年金」は，戦後，とりわけ大企業において職員のみならず現場労務者をふくめて広く普及した定年制と，それにともなう退職金・退職年金制度について，理論的・歴史的検討を加えたものである。すなわちその第1部は，わが国における定年制の現状とその問題点を論ずるとともに，それが大企業の年功的賃金制度，および永年雇用的身分保障と結合する必然性を，理論的に解明するものであり，第2部は，わが国の定年制および退職金制度の成立と発展を，職員と工員のそれぞれについて，明治30年代と大正初期，更に昭和10年，第2次大戦後の諸時期等にわたり実証的に分析するものである。

その内容は，まず問題の焦点をうきぼりにする序論に続いて，第1部「定年制」については，〔第1章　わが国における定年制の成立と普及〕，〔第2章　定年制の現状〕，〔第3章　定年制をめぐる動向〕，〔第4章　わが国定年制の問題点〕より構成され，第2部「退職金・退職年金制度」については，〔第1章　わが国における退職金制度の成立〕，〔第2章　戦後の退職金・退職年金制度〕，〔第3章　退職金制度の現状〕，〔第4章　わが国退職金制度の問題点と改善の方向〕および，〔結び〕の各章より成り立っている。

まず第1部の第1章においては，現在定年制をもつ企業のうち，その制定が明治時代に遡るものはきわめて少数であり，大正10年に入って，工場規則のうち定年を規定しているものが約4分の1，昭和10年前後の調査では約半数と次第に増加してゆくが，退職金制度の普及よりは明らかにおくれており，後者を前者の原因とする近藤文二教授らの見解は誤りであることが，まず指摘される。

次いで戦後，とくに昭和35年前後に，例えば従業員1,000人以上の大企業でこの制度がほとんど100％の普及をみた原因としては，これに先だつ昭和20年代の後半における，年功型賃金と終身雇用制，および30年代に現われる若年者中心の雇用増大の傾向があげられる。すなわち，「資本家は，新しい条件に適応し，しかも低賃金の若年労働者を中心とした労働力構成をとり，労働時間の延長と労働密度の増大とによる絶対的剰余価値を生産し，さらに賃金総額を低くおさえるために，高年齢者を排除しようとし」，これが「そのつど労働組合の抵抗をひき起こさないように，会社都合による解雇という形をとらないで，高年労働者を解雇する方法として，定年制が広範に採用されるようになった」というのが著者の論旨である。

第2章では，まず定年制の規定が，労働協約と就業規則の双方で規定されているものと，就業規則のみに規定されているものとが，約半々存在するが，労働法上の学説として，後者の場合には少なくとも労働者の側に，これに対する明確な反対意見の表明されていないことを必要とするという見解があり，筆者はこれに賛意を表している。次いで制度の適用範囲，定年年齢の定め方，とりわけ男女別，労・職別，職種職階別の定年年齢，定年退職の時点と解雇予告，定年後の勤務延長や再雇用，およびその場合の雇用条件等の動向が実証的に分析される。ことに民間企業で定年後の勤務延長や再雇用が問題とされている時点において，公務員の定年制がかえって拡張されようとしていることが指摘されている。

第3章は，定年制に対する労使の態度をとりあげ，まず労働組合については，昭和30年頃より定年年齢の引上げを要求しているが，労働組合員の意識調査においては約半数が定年制を必要だと答えており，ただ定年年齢については，おなじく半数が60歳を適当としていることが述べられている。この資料としては，紙パ労連本州製紙労働組合の昭和37年調査に先立って，著者が36年に実施した調査の結果が収録されている。

これに対して資本の側が定年年齢引上げを拒否するのは，永年雇用制度と年功制賃金の下で定年年齢を引上げ，あるいは定年制を廃止するならば，相対的に高賃金の労働者が増加するとともに，賃金の年齢別格差が拡大して若年層の不満を誘発するからにほかならない。しかし昭和39年，鐘紡やブリヂストンタイヤ等で定年の大幅延長や再雇用制度が現れてきたのは，30年代後半における若年労働者の不足と初任給の上昇等によって，年齢別賃金格差の縮小と職務給化の傾向が進められたことと，資本間競争の激化に対応して従業員の企業帰属意識をたかめる必要が生じたことによると解されている。

第4章では，定年制がもっぱら労務管理的視点からのみ運営され，労働者の退職後の生活や，個々の労働者の能力に対する配慮が見失われやすい点が批判されている。しかし真に経営の目的達成に効率的な従業員の構成を形成・維持するには，むしろ「個々の労働者について検討し，労働能力を保有する者の雇用を継続し，労働能力のいちじるしく衰退した者のみを解雇することが適切」であろう。この点，著者は「賃金の決定基準を，学歴・年齢・勤続年数などにおかないで，同一労働・同一賃金の原則にもとづいて差別賃金をなくし，労働の質――職種・熟練など――におくこととすれば，年齢によって賃金が異なり，高年齢者であるというだけで若年者より相対的に賃金が高いということはなくなり，定年制の必要はまったくなくなるのである」と主張している。

かくて第5章において，著者は1962年のＩＬＯ第46回総会における事務局長報告を引用し，「基本的には，労働者は，労働の意志と能力とを有するかぎり，労働の機会を与えられるべきであり，人間はすべて生存の権利を有するという原則，労働権と生存権の原則の確認の上に立つべきである」と結論する。これに対してわが国の定年制のように，「労働者の労働能力によってではなく，年齢を基準とする解雇が制度としてとられるのは，資本家側が労働者を労働能力の発現――労働によって評価せずに，人によって評価するという前資本主義的な態度をとり，さらに職場における半封建制が残存し，それらが資本家側がとってきた低賃金政策と結びつき，同一労働同一賃金の原則を歪め，そのため労働能力の発現と賃金とが背離しているにもかかわらず，資本は，その解雇を賃金水準の引上げと同一労働同一賃金の原則の実現とによらないで，安易な方法，すなわち年齢を基準とした解雇という方法をとろうとしたためである」としている。

さて第2部の第1章では，戦前の退職金制度が，職員については明治30年代から，勤続に対する功労報奨的性格をもって現れるが，工員についてはかかる資本家全額負担の制度としてではなく，労働移動を制約する目的をもった労資拠出制の福利共済施設の一環として，大正の初期から第1次世界大戦後にかけて，次第に普及したことが立証されている。さらに昭和初期の恐慌にさいして，労働者の解雇反対や退職手当要求の

闘争が激化すると，この制度の普及も新しい局面をむかえるが，その支給には明確な規定を欠き，雇主側の一方的な裁量による部分が大きかった。この点，昭和10年になって退職金の法制化が問題となり，戦時態勢の下でようやく実現することとなるが，資本家側の反対によって極めて制限された内容のものとなり，その反面に失業保険の制定が，それによって解消された経過が跡づけられている。

第2章においては，戦後における退職金の普及が，労働組合の要求によって，とりわけ大企業において著しくなるとともに，30年代の高度成長にともなう労働力不足によって，中小企業にも浸透したことが述べられる。また退職金の性格について，資本の側は功労報奨説を取り，労働者側は賃金後払説を取って対立したが，後者は生活を保障する賃金を要求する闘争の焦点をあいまいにするものとして，次第に退職金は退職後の生活を保障する手段であるという，生活保障説に変化してくる。また退職金の大幅増額を要求すれば，資本家はその負担を社会保障に転嫁しようとするから，結果としては社会保障を推進させることになるという労働組合側の主張も，資本家が労務管理的な退職金の機能を維持しようとする意図を十分に考慮しなかった労働者側の誤りであったことが指摘されている。また退職年金制度は昭和30年前後から次第に現れ，35年頃から著しく増加してくるが，これは退職者数の漸増が経理面に与える負担を軽減するとともに，その積立金の運用を引受けようとする金融資本の働きかけによるものであり，これに厚生年金保険の改正が結びついて，適格年金や調整年金の制度が現れた過程が検討されている。

第3章は退職金制度の具体的内容を詳細に分析し，それが年功的な賃金制度の最も年功的な性格を反映するものであることを立証し，また中小企業退職金共済制度，公務員の退職金・年金制度を論じており，著者のこの分野における造詣の深さをうかがわせるものがある。

最後に第4章において，退職金制度がきわめて限定された一部の長期勤続者について，その老後生活の保障的機能を果すものにすぎないことが結論される。これに対しては現在なお不備でかつ雑然たるわが国の公的年金制度の統合・整備が必要とされるのであるが，厚生年金の改正に伴って導入された調整年金の構想は，これに逆行する効果をもたらすものとして批判的な評価が下されている。

以上本論文の内容を検討するに，わが国における定年制と退職金・年金制度に関する著者の研究は，永年雇用と年功的賃金制度との関連におけるその基本的性格を，きわめて適確に把握しており，本論文が完成された昭和40年代初頭における学界の水準において，高い地位を占めるものであることは明白である。調整年金の制度が実施されて以後，この種の研究はにわかに活発となりつつあるが，著者はすでに昭和32年において「停年制」と題する著書を刊行しており，この分野における先駆的研究者としての地位を確保している。この著書においては，わが国の制度と西欧各国の制度との比較も試みられており，これは今回副論文として提出された「老後の生活保障をめぐる基本的諸問題」に収録された業績中にもふれられているが，このような各国制度比較を更に推進することによって，著者のわが国制度の特性に関する所説は，より明確に立証されることが期待される。本論文においてこの点に関する著者の研究が省略されていることはいささか残念であるが，此処に提出された内容が社会政策および社会保障の研究にとって寄与することはきわめて大であると考えられる。よって本論文は，著者が経済学博士の学位を受けるに十分値するものと判定する。

論文審査担当者　主査　園　乾治
副査　中鉢　正美
副査　黒川　俊雄

尾城太郎丸君学位授与報告

報告番号　乙第431号
学位の種類　経済学博士
授与の年月日　昭和45年3月19日
学位論文題名　「日本中小工業史論」

内容の要旨

「日本中小工業史論」論文要旨

尾城太郎丸

本論文は，わが国中小工業の発達とその問題性の歴史的推移を，日本資本主義の戦前期（明治維新以後第二次世界大戦終了まで）について考察し，現状分析の対象たる戦後中小工業問題に至る歴史的・必然的な道程を明らかにし，かつ，これを現実基盤として展開する中小工業研究乃至中小工業論の基本的な潮流を辿って見たものである。

論文の内容は，中小工業史分析の方法論を検討した序論，中小工業の発達とその問題史を叙述した本論，及び中小工業の研究史を取り扱った補論，の三部より構成されるが，これらの骨子はほぼ以下の通りである。

著者は，まず，わが国中小工業（問題）史の経済構造的把握という基本的観点に立って，従来の日本資本主義発達史研究及び中小工業（問題）研究の在り方に疑問を提出し，この発達史理解に関して「社会構成体」の視点を活用することによって，戦前・戦後を通ずる中小工業問題の一貫した歴史的・構造的認識が可能になるとの見解に到達し，中小工業（問題）の形成・発展・変貌の過程を，日本資本主義全般の経済構造変動の一焦点に据えるべきことを強調した（以上，序論）。

そして，このような観点から，中小工業の発達とその問題史の段階的考察を試みるならば，その歴史的諸段階は，明治末期乃至大正期（とくに第一次世界大戦期）を画期として，前史及び本史の各段階に大別される。

これらのうち，前史段階においては，わが国資本主義の「上から」の移植・創出とその後の展開によって，問屋制的・マニュファクチュア的な経済構造をもつ伝統的在来諸産業は，早くも，ある程度の分解と再編成を蒙り，そこに，明治初期の「在来産業問題」，中期の「小工業問題」を発生せしめるが，これらは，近代的大工業を中核とする資本＝賃労働の社会的編成がなお不十分な状態のもとにあらわれたもので，大工業の発展が，在来産業を規制するというよりは，むしろこれに依存し，これを基盤としてのみ行われる，という関係が存続していた。

本史段階は，こうした歴史的前提の上に，「中小工業問題」がはじめて登場し，問題の形態が種々に展開し変貌する時期であったが，この段階を通じてとくに重要な点は，大正期乃至第一次世界大戦期を中心とする産業革命の社会的滲透により，中小資本としての機械制工業が広汎に形成され，それらが，時を同じくして成立した財閥＝独占資本の支配する経済構造のなかへ組み入れられることによって，資本＝賃労働の社会的編成もまた完成し，独占資本主義段階における中小工業問題の構造的基礎が確立するに至ったことである。当該問題は，まず大戦後の恐慌期に，中小工業の没落・窮乏化の問題として，最も古典的な姿をとってあらわれたが，昭和期に入って経済・産業体制の戦時再編成が進展するに伴い，問題の在り方は，主に独占資本が自らの蓄積基盤として中小工業を組織し動員する関係を中心に展開することとなった。輸出中小工業，下請制工業，協力工業等々の諸問題がそれである。そして，この独占資本と中小工業との関係は，戦争経済の崩壊とともに大きな矛盾を露呈せざるを得なかったのであるが，戦時経済統制と軍需動員とを通じて中小工業の構造変化が促進され（問屋制の後退と下請制の発展，これと関連して，中小工業に対する独占資本の支配形態の変化等），戦後中小工業問題の原型が形づくられたことを確認し得るのである（以上，本論）。

以上の，わが国中小工業（問題）の現実的推移に併行して，その研究上の問題意識すなわち中小工業論の歴史的動向を通観すれば，やはり，中小工業問題の成立を画期として顕著な変化が見られた。例えば，それ以前の時期には，ドイツ歴史学派・社会政策学派の「小工業論」の輸入，紹介が支配的な傾向をなしたのに対し，それ以後は，かかる傾向への批判として，マルクス経済学の観点に立つ「中小工業論」が抬頭し，その影響のもとに，とくに戦時段階の現実問題に即しつつ，中小工業の本質論的研究が行われる，という新しい動向が示されたのであるが，そこでも，わが国の特殊現象と見られた中小工業の広汎な存立を，資本主義の本質と係わらしめて理解しようとする問題意識は，戦後研究にとっても，重要な導きの糸となったのである（以上，補論）。

論文審査の要旨

経済学部助教授尾城太郎丸君が提出された学位請求論文は「日本中小工業史論」と題され，四百字原稿用紙469枚（附表38表）におよぶ労作である（近く慶應義塾経済学会発行の「経済学叢書」の一冊として出版される予定）。

論文の内容は，序論「日本資本主義発達史と中小工業問題——日本中小工業史論のための方法論的考察」，本論「日本中小工業の発達とその問題史」，および「日本中小工業研究史」の三部より構成されている。

補論「日本中小工業研究史」は昭和34年刊行の慶應義塾経済学会編「日本における経済学の百年」下巻に寄稿した論文と，昭和35年刊行「講座・中小企業」の一部「日本中小企業論史」のため執筆した論文より成っており，序論および本論において尾城君が考察せんとする日本中小工業に関する過去の諸研究を文献史的に検討したものであって，序論の方法論的考察，および本論の中小工業の発達とその問題史を検討する方法と視点とを形成した作業として意義あるものであって，